

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

3月総会議事録

期 日 令和3年3月10日(水)

場 所 コミュニティセンター 2階
研修室

令和3年3月10日開催、川崎町農業委員会総会をコミュニティセンター2階研修室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(12人)

1番	田所 義信	2番	重藤 義光		
4番	松江 英幸			6番	山下 理江
7番	政時 修	8番	藤川 航	9番	原 健治
10番	原口 友博	11番	中島 隆	12番	西山 一郎
13番	大内田峰夫				

3、欠席委員(1人)

3番	中村 明
5番	星野 宗広

農地利用最適化推進委員

4、本会事務局 係長：中島俊悟 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第11番 中島委員 第12番西山委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第20条の2に基づく農用地利用集積計画の取り消しについて

議案第4号 非農地決定(案)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

事務 局長

定刻となりましたので農業委員会3月総会を始めたいと思います。議案についてですが、時間短縮することを目的として、質問及び意見等については事務局に前もって連絡をしていただくようになっておりましたが、質疑応答については必要と考えるので、もし意見等がある場合については挙手をして発言していただくようお願いいたします。またそれでは、会長より挨拶をお願いいたします。

議 長

(挨拶)

事務 局長

本日は13名中、11名の出席であります。定定数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長をお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。

議 長

それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業 委員

はい。

議 長

それでは 〇番 〇委員さんと 〇番 〇委員さんよろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入りたいですが、議案第1号と報告第1号についてですが、会議規則第15条の規定により、当事者は議事に参与することは出来ません。私が当事者でございますのでの一時退席をしますので、副会長の■■■■委員は議長をお願いします。

議長 議長に指名されました■■■■です。総会がスムーズに行えるように皆様ご協力をお願いします。
それでは議案第1号に関係することでありますので、先に報告第1号からさせていただきます。それでは事務局は報告第1号の説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による許可申請について説明します。12ページをお開きください。朗読いたします。
賃貸人住所、川崎町大字川崎■■■■番地の■■■■、氏名、■■■■、賃借人住所、川崎町大字川崎■■■■番地、氏名、■■■■、土地の所在は、川崎町大字川崎字社本■■■■番■■■■、地目、田、地積805㎡です。契約期間、平成29年5月20日から令和4年5月19日、権利の種類、農業経営基盤促進法による賃借権、申請理由、売買のためです。
この後、議案第1号で3条申請がある農地です。今まで利用権を結んでいたところを買うということです。2ページに位置図、3ページに航空写真を添付しておりますので場所等の確認をお願いします。以上です。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。そのまま議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に移ります。
それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 1ページをお開きください。農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。朗読いたします。
譲受人住所、川崎町大字川崎■■■■番地、氏名、■■■■、年齢69歳、家族構成、人員2人、農主0人、農従1人、自作地、6442㎡、小作地、5751㎡、計12193㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、川崎町大字川崎■■■■番地の■■■■、氏名、■■■■、年齢65歳、家族構成、人員2人、農主0人、農従1人、自作地、10024㎡、小作地、0㎡、計10024㎡、農機具の状況一式です。土地の所在は、川崎町大字川崎字社本■■■■番■■■■、地目、田、地積805㎡です。通作時間は、

住居地から車で3分、申請理由は売買であります。先ほどの報告で言った通りです。いままで利用権設定をして耕作をしていたところを■■■さんが今回売買して耕作するということです。また農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。3月5日に■■■委員と■■■委員に現地確認をしていただきました。2ページに位置図と3ページに航空写真を添付しております。以上です

議 長 ありがとうございます。それでは現地確認をしました■■■推進委員は補足説明をお願いいたします。

■■■ 委員 3月2日に■■■委員と事務局と私3名で現地確認しました。管理も行き届いている田であり特に問題はないと思います。

議 長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

なし

議 長 ないようですのでお諮りいたします。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第1号農地法第3条1項の規定による許可申請について原案のとおり承認といたします。
それでは議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

議 長 それでは議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局は説明をお願いします。

事 務 局 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。4ページをお開きください。朗読いたします。

譲受人住所、福岡市博多区■■■■■■■■■■、氏名、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■、譲渡人住所、田川市大字川宮■■■■■■■■■■、氏名、■■■■■■■■■■、土地の所在は、

川崎町大字安真木■■■■■、地目、畑、地積3659㎡であります。申請理由は売買で、申請目的は太陽光発電設備です。11月の農業委員会で農振除外するということで出していた案件であります。その後広告等を経て、今回の申請に至っております。3月3日に■■■委員と■■■委員とで現地確認を行いました。5ページに位置図と6ページに航空写真を添付しております。確認をお願いします。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■ 委員 　　3月3日に私と■■■委員事務局で現地確認しました。農地転用については特に問題はないと思います。

議 長 　　事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

なし

ないようですのでお諮りいたします

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数

賛成多数ですので議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認とし、意見書を添えて県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第20条の2に基づく農用地利用集積計画の取消しについて事務局は説明をお願いします。

事 務 局 　　議案第3号農業経営基盤強化促進法第20条の2に基づく農地利用集積計画の取消しについて説明します。7ページをお開きください。朗読いたします。

賃貸人が4名います。順に読み上げます。

川崎町大字安真木■■■■■番地の■■■、氏名、■■■、糸田町■■■■■番地の■■■、氏名、■■■、川崎町大字安真木■■■■■番地の■■■、氏名、■■■、川崎町大字川崎■■■■■番地、

氏名、■■■■、賃借人住所、飯塚市■■■■番地1、氏名、■■■■表取締役■■■■、土地の所在、安真木トルカ葉山、地番、■■■■番、地目、田、地籍、1165㎡、他5筆で合計面積、9984㎡、権利の期間、番号1から番号4までが、令和元年11月20日から令和4年11月19日の3年間、権利の種類、農業経営基盤強化促進法による賃借権、番号5と番号6が令和元年5月20日から令和4年5月19日、農業経営基盤促進法による賃借権です。備考、飯塚市の■■■■の利用権設定の取り消しについてですね。■■■■は兄弟で仲違いをしてから、耕作や管理活動がずさんになり始めて、現在では利用権をしている農地を1筆も作っていない状況であります。令和2年8月7日に町長名で管理するように勧告を行いました。一度草枯らしを撒いておりましたが、それからは手つかずといった感じであります。1月中旬ごろに事務局長と私で■■■■まで訪ねて今後の意向を確認したところ、利用権契約期間がすでに終わっていると思っていたようでした。また、今後耕作する気はないということでした。合意解約を勧めましたが、役場の方で処理してもらいたいと言われましたので、今回の手続きに至ったということであります。なお、利用権契約をしていたところは、赤村の■■■■に耕作していただく予定となっておりますが、6番の■■■■さんのみ利用権を拒否したようですので、知り合い等に作る意思がある方がいたら事務局に連絡いただくと幸いです。■■■■は小作料についても支払いをしていなかったことも多々あるようでした。本日承認されたら町長名で取り消しの公告を行います。その公告を行った時点で利用権設定が取消されたということになります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました事務局の説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

他ございませんか。ないようですのでお諮りいたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法第20条の2に基づく農用地利用集積計画の取消しについて賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数

賛成多数ですので、議案第3号農業経営基盤強化促進法第20条

の2に基づく農用地利用集積計画の取消しについては原案のとおり承認とします。

議長 議案第4号非農地決定（案）について、事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第4号非農地決定（案）について説明します。8ページをお開きください。朗読いたします。

番号1、大字安真木田代谷、地番■■■■番、登記地目、田、登記地積、424㎡、所有者、■■■■、所有者住所、川崎町大字田原■■■■番地■■■■

2月24日に■■■■委員と■■■■委員と現地確認を行いました。

現地は安宅リンゴ園付近にあるキャンプ場のところにあります。

令和元年度の6月頃に付近農地を非農地決定したのですが、1筆漏れがございましたので、その申請になります。

なお、この農地は筒丸地区の町民に山から降りてきてくださいという時に、町が農地を買い取ったという経緯があるようです。現地は災害の関係で農地として利用できるものではありませんし、キャンプ場の一部という形になっております。

なお、このキャンプ場を北九州の業者が町より借りて、事業をするという予定があり、この1筆もその一部になるという予定になります。9ページに位置図、10ページに航空写真、11ページに現況写真を添付しております。確認をお願いします。

議長 それでは現地確認をした、■■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■■委員 山の斜面に雑草が生えて耕作できるような状態ではありません。

議長 それではただいまの事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

なし

議長 ないようですのでお諮りいたします。議案第4号非農地決定（案）について賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数

賛成多数ですので議案第4号非農地決定(案)について原案のとおり承認とします。

その他に入ります。何かありますか。

事務局

3点ほど説明します。

1つが、机の上に紙ファイルを置いていると思います。令和3年度分の議案書つづりのファイルとなっています。もう1点が、机の上に紙があると思います。令和3年度の農業委員会定例総会日程予定です。毎月案内文書は送付いたします。それと農業新聞と農業者年金の加入推進をお願いします。

委員

川崎町の農業委員会のほうで荒廃農地とかをどうするかの話合いをするべきではないかと思います。荒廃農地をなくすための今後どうするのか。他は取り掛かっているところもあります。川崎町はできないことはないと思います。そのところを皆で話し合いをして取り掛かるべきだと思います。

議長

今委員の方から川崎町の荒廃農地対しての対応について意見が出ています。今東川崎の下組のほうで赤村の農創会にいただいています。そういうことで徐々にありますが荒廃農地を少しでもなくそうということです。もう1点は町立病院前の農地も農創会が麦を蒔いています。委員から出ています荒廃農地の対応について皆さん方でどのようにしたら良いかを次回の総会までに素案を出して対応を協議していった方がいいのではないかと思います。

他にありませんか

委員

(産業廃棄物について)

次回の総会は4月9日(金)の午後13時30分からを予定していますので、忘れないようお願いいたします。

以上をもちまして、川崎町農業委員会3月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 14時15分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

11番委員 _____

12番委員 _____

議 長 _____